

取扱区分：「公開」

令和7年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年12月10日(水) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和7年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年12月10日(水) 午後3時37分 ~午後4時07分

2 場所 周南市役所本庁舎1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番	林 俊一	2番	歳 光 時 正
3番	野 村 邦 幸	4番	重 永 正 人
5番	佐 伯 伴 章	6番	笠 井 保 雄
7番	河 内 邦 雄	8番	藤 原 典 子
10番	高 橋 恵	11番	秋 貞 啓 子
12番	藤 井 孝	13番	山 下 敏 彦
14番	瀧 山 美智子	15番	市 川 進
16番	有 馬 俊 雅	17番	兼 重 智
18番	田 中 榮 作	19番	白 石 純 治

(2) 欠席委員 1人

9番 佐 伯 信 治

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 村 仁 紀	次 長	原 田 賢 二
次長補佐	神 本 和 典	書 記	中 山 浩 毅

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課 長	菅 田 浩 司
産業振興部農業振興課 副 主 任	山 近 麗 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第63号	農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について	62件
議案第64号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第65号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第66号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第67号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件

第3 報告事項

報告第86号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	10件
報告第87号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第88号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第89号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	7件
報告第90号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届について	2件
報告第91号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	2件
報告第92号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第93号	農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について	1件
報告第94号	非農地判断の結果について	9件
報告第95号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	26件
報告第96号	現況が農地でないことの証明等について	6件
報告第97号	令和6年度の周南市農業委員会の決算について	1件

中村事務局長

皆さん、こんにちは。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、5番・佐伯信治委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしく願います。

また、議案等についての発言の際は、着席のままで願います。

それでは、議長よろしく願います。

開会（午後3時37分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第12回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

5番・佐伯伴章委員及び6番・笠井保雄委員をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第63号「農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について」は、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）の番号1番から番号62番までの1議案62件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限に係る議案審議があります。

2番・歳光時正委員及び19番・白石純治委員が一部当事者になりますので、議事に参加することができません。

歳光委員及び白石委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（歳光委員、白石委員退席）

それでは、議案第63号、番号1番から番号62番までの62件を一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

1ページの議案第63号は、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画の策定に当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、「市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる」となっており、同法第19条第3項の規定において、「市町村は、農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出の協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから、周南市長より農用地利用集積等促進計画の案についての意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、委員の皆様からのご意見をいただいた上で、農業委員会の意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしくをお願いします。

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田です。

議案第63号について、説明させていただきます。

この度の議案は、山口県農地中間管理機構の求めにより、市が作

成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙の計画案をご覧ください。

この度、利用権を設定しようとする土地の筆数は、徳山地区が1番から49番までの79筆、熊毛地区が50番から59番までの22筆、鹿野地区が60番から62番の12筆、合計113筆となります。

この内、表の一番右側の欄に、借受人が記載されているものが機構が耕作者へ転貸する2段階方式によるもので、合計86筆、その他27筆は、一括方式によるものです。

また、12番から48番は、経営継承によるものです。

この計画の案については、本日いただいた意見を添えて、農地中間管理機構へ提出し、これを基に、機構が計画を策定したものを、市が、令和8年1月1日付けで認可・公告する予定としております。

なお、機構から耕作者への転貸に係る計画については、県知事が令和8年2月25日に認可する予定としております。

説明は以上となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第63号、番号1番から番号62番までの62件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第63号、番号1番から番号62番までの62件について採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第63号、番号1番から番号62番までの62件は原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

歳光委員及び白石委員は、ご着席ください。

(歳光委員、白石委員着席)

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

続きまして、議案第64号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

2ページの議案第64号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑3筆の面積が5,567平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、相続したが遠方に居住しており耕作する予定がないため、譲り渡すものです。

譲受人は、夫婦ですが、許可申請のあった農地付き住宅を購入し、居住することになり、この農地の近くに住む親族に農業機械を貸してもらい、農業指導、協力を受けながら、就農するために譲り受けるものです。

また、申請地は遊休農地となっているため、譲受人から農地復元計画書が提出されています。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯伴章委員

5番・佐伯伴章委員

5番、佐伯伴章です。

番号1番について、補足説明いたします。

11月28日に事務局と推進委員、私で現地確認を行いました。

農地は、草が伸びている状況でしたが、草刈りなどで農地に戻すことは可能な状態でした。

12月2日に、譲渡人に電話にて確認をしました。

相続後、草刈りなど農地管理をしていましたが、市外に居住しており、通いながらの管理が困難となってきたため、今回の話になったとのことでした。

同日、譲受人とも電話にて確認をしました。

住居購入に伴う付随農地ではありますが、農業には興味があり、近隣に親族が住んでいるので、水稻や野菜づくりの手伝いを数年してきたとのことでした。

今後は、農地は草刈りをし、ブルーベリーやイチジクなどの果樹栽培や水稻、野菜づくりも行う予定とのことでした。

農機具については、草刈機は所有していますが、他の農機具については、近隣に住んでいる親族より借り受けながら、少しずつ自分で購入していきたいとのことでした。

農地の維持管理は可能と思われれます。

審議の程よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第64号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第64号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第64号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案65号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番及び議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番の2件は、隣接した農地であり、転用して一体的に利用されるため、一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

それでは3ページの議案第65号番号1番及び4ページの議案第66号番号1番について、一括してご説明いたします。

この案件は、自身が所有する農地に隣接した譲渡人の農地を取得し、一体的に資材置場等として利用しようとするものです。

申請地は、周南市熊毛総合支所から北西へ約1,110メートルに位置し、所在、地目、地積はそれぞれに記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページ及び6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、どちらも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請人は、自らが個人事業主として事業を行っておりますが、自己所有の農地と、譲り受ける隣接農地に進入路を整備した上で、資材置場等とし、重機3機、ダンプトラック3台、流用土、真砂土、砕石クラッシャー、建築資材の置場として使用するものです。

譲渡人は、当該農地を管理していましたが耕作はしておらず、取水・排水の便が悪く、耕作機械の搬入路もないため、今後とも耕作の予定がないことから譲受人に譲り渡すものです。

なお、進入路の整備に関して、申請書に、令和7年4月1日より山口県で運用が開始された宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法についての規制対象ではないことを確認した旨の記載がありました。

また、事務局でも利用計画図を基に農地台帳の農地地図で計測し、規制対象の500平方メートルを超えないことを確認しております。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書

など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、農地転用後は資材置場等として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

番号1番について、補足説明いたします。

12月2日に事務局と推進委員、私で現地確認を行いました。

内容については、事務局で説明されたとおりです。

事業内容は建設関係の資材置場及び重機置場です。

現況は2筆とも、田で自己管理の遊休農地で草等が生えておりましたが、現地確認の時には、草刈りがされておりました。

耕作放棄地として荒らさないよう埋め立てて、有効利用したいとのことでした。

譲渡人は当該農地を管理しておらず、耕作困難であり、今後とも耕作予定もないので手放して、譲受人の要望に応えることにしました。

事業計画書及び被害防除計画書も添付されており、調査の結果、許可基準を満たしております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第65号、番号1番及び議案第66号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第65号、番号1番及び議案第66号、番号1番について、採決を行います。

この2件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第65号、番号1番及び議案第66号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第66号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、高水駅から北西へ約650メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから15ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

この申請地については、令和7年1月10日に開催の第1回総会における、議案第2号の番号8番として、太陽光発電設備の設置の目的で転用許可を受け、その後、令和7年9月10日に開催の第9回総会における、議案第50号の番号1番として、転用許可の取消しを行いました。今回、譲受人を変更して許可申請がありました。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積438平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

神本次長補佐

議長(山下会長)

6 番・笠井委員

6 番、笠井です。

議案第 2 号について、補足説明いたします。

11月25日に事務局、推進委員、私で現地確認を行いました。

申請内容については、事務局から説明のあったとおりです。

補足説明として、申請地は、令和7年第1回総会における、議案第2号、番号8番として、太陽光発電設備の設置の目的で転用許可を受け、その後、同年9月10日開催の第9回総会における、議案第50号の番号1番として、転用許可の取消しを行った案件で、今回、事業者が代わり、再度、許可申請書の提出がされたもので、問題ないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願

議長（山下会長）

いします。

ありがとうございます。
それでは、ただ今の議案第66号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ござい

ませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたし

ます。議案第66号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はござい

ませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第66号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第67号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といた

します。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

5 ページの議案第67号は1 議案 1 件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和6年第12回総会の議案第52号、番号3番としての審

議を経て、令和6年12月10日付け指令周農委5条許可第52号として許可したものに関連します。

今回の変更承認申請はパネルの設置計画を見直したため、パネル枚数を200枚に、パネル設置面積を438平方メートルに、工事期間を令和8年11月30日までに変更したいとの申請です。

これらの変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の議案第67号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第67号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第67号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第86号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

6ページから10ページの報告第86号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

番号4番は包括遺贈によるもの、その他は全て相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第86号を終わります。

続きまして、報告第87号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

11ページの報告第87号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第87号を終わります。

続きまして、報告第88号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

12ページの報告第88号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第88号を終わります。

続きまして、報告第89号「農地法第5条第1項第6号の規定に

よる農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

13ページ及び14ページの報告第89号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第89号を終わります。

続きまして、報告第90号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

15ページの報告第90号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第90号を終わります。

続きまして、報告第91号「農地法第5条第1項第7号及び農地法

施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

16ページの報告第91号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、2件です。

番号1番は農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う頭首工災害復旧工事のための一時転用で、番号2番は同条第15号に規定された携帯電話無線基地局の電線張替工事及び除却工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第91号を終わります。

続きまして、報告第92号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

17ページの報告第92号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第92号を終わります。

続きまして、報告第93号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

18ページの報告第93号ですが、農地所有適格法人以外の法人等は、農地法第6条の2第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第5条第1項の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人以外の法人としての農地法第3条第3項に規定された解除条件付き、適切な役割分担、1人以上常時従事の要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第93号を終わります。

続きまして、報告第94号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

19ページの報告第94号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は9件です。

判断の結果、農地に該当が2筆、1,453平方メートル、非農地に該

当が7筆、4,590平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第94号を終わります。

続きまして、報告第95号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

20ページ及び21ページの報告第95号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった26件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手續を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第95号を終わります。

続きまして、報告第96号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

22ページ及び23ページの報告第96号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現

地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、番号4番の一部、番号5番及び番号6番の土地は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付し、他はすべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第96号を終わります。

続きまして、報告第97号「令和6年度の周南市農業委員会の決算について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

24ページの報告第97号についてご説明いたします。

報告第96号別紙をご覧ください。

11月10日の市議会本会議におきまして、令和6年度周南市一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、そのうちの農業委員会事務局所管決算について、別紙のとおり報告するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第97号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第12回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午後4時07分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年12月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山下敏彦

署名委員 佐伯伴章

署名委員 笠井保雄